

新型コロナウイルスの危機を乗り越え、権利としての高等教育が保障される社会を実現し、大学院生の生活と研究の基盤を守ろう

1. 情勢——コロナ禍の下での大学院生と安倍政権・菅政権

1) 安倍政権と菅政権の特徴

2020 年度は、7 年 8 か月続いた安倍政権から菅政権へと政権が変わった年であった。まず初めに、この安倍政権が大学院生にとってどんな意味を持っていたのか整理したい。2012 年に始まった安倍政権の高等教育や学術・研究に関わる政策における特徴は大きく分けて 2 つの点を指摘できるだろう。一つは、「高等教育の無償化」を掲げて給付型奨学金をスタートさせたこと、もう一つは官邸・内閣府主導のもと成長戦略として掲げられたイノベーション戦略が強力に推進したことである。こうした特徴は、1990 年代前後から続く大学改革の新自由主義的な行財政改革の典型的な面を引継ぎつつも、やや独自の色彩を帯びたものだったといえよう。

これまでの自民党政権および財務省の立場は、高等教育の費用は「受益者負担」の原則に基づくものだということであって、その立場と相いれない公的な給付型の奨学金制度は実現してこなかった。大学院生をその対象としない重大な問題はあるつつも、長年運動が要求してきた公的な給付型奨学金がまがりなりにも実現したことは画期的であるといえる。しかし、この制度にはさまざまな問題があることも事実である。とくにその財源について消費税による税収をあてると限定している点は、新自由主義的な財政規律と財政健全化という、権利保障とは全く文脈の異なる一種の「大義名分」がこの制度においても維持されていることを示している。このような財政に対する考え方は、これまで行財政改革のなかで繰り返し現れてきたものであって、高等教育予算を「無駄なもの」「非効率なもの」として削減し、その一方で消費税増税のような相対的な生活への負担を大きく増やすような施策につながってきたものであった。修学支援新制度に関するこうした上述のような前提は、政府の財政支出に関する基本的な立場は全く変わっておらず、高等教育を権利として保障するものとしていないことを示しており、大きな問題である。

安倍政権のもう一つの重要な特徴は、科学技術に関わる政策が産業政策、成長戦略のなかに位置付けられ、官邸・内閣府が主導するもとの行政的にトップダウン化されたことである。科学技術イノベーション総合会議など、内閣府のもとに置かれた諮問会議は、科学者による自律的、自主的な科学政策、技術政策ではなく、官邸・内閣府主導のトップダウン型の科学技術政策を推進する大きな駆動力となってきた。大学の経営主義的な「改革」は、これまでも大学それ自体のトップダウン化を促進し、様々なひずみを生ん

できたが、大学政策の立案と実行においてさえも、もはや文科省ではなく官邸・内閣府がその主導権を握っていることは、安倍政権下でとくに進展してきた新たな状況であるといえよう。

コロナウイルスの感染拡大は、こうした安倍政権の終盤に起こった不測の事態であった。次節以降で詳しく述べる通り、特に大学院生の修学と研究の機会を守るという点では安倍政権がとった対策は不十分なものとどまり、コロナウイルスの感染拡大の終息そのものの目途もいまだ立っていない。

2020年9月に安倍晋三首相が体調不良を理由に辞任すると、安倍政権下で官房長官を務めていた菅義偉氏を首班とする政権が成立したが、菅首相は就任早々に学問の自由と研究者の共同体の自治に対する無理解を露呈させた。詳しくは後述するが、日本学術会議の会員人事に介入し、安保法制などについて政府の政策に批判的な発言をした人文社会科学系の研究者を中心に、その会員への任命を拒否したのである。日本学術会議の人事は、研究者の自主的、自律的コミュニティであるところの学会を中心とした推薦によって成り立っており、その研究者としての業績と能力のみに基づいて会員の資質を判断されるべきものであって、時の権力がこれに介入することはあってはならない。この異例の事態に際して、自然科学系、医学生理学系、人文科学系、社会科学系など数々の学会がもとの推薦通りの会員を任命するよう政府に求める声明を出し、研究者の共同体の自律性を尊重するよう求めた。

安倍政権から引き続き菅政権においても、その学問の自律性に対する鈍感さ、大学院生の研究と生活への適切な支援に対する認識の不足という点が指摘され、引き続き運動の重要性が認識されなければならない。

2) コロナ禍に対する支援の状況

2020年1月15日、日本国内ではじめて新型コロナウイルスの感染が認められたが、政府の対応は遅く、感染が市中で広がり始めると4月16日ようやく緊急事態宣言が出された。4月11日に世界の全体の死者10万人を超えた後のことであった。緊急事態宣言次の二つの面からは学生・院生の大きな影響を与えた。第一は学修および研究の面で困難が生じたことである。大学は基本的に立ち入りを制限され、授業がオンライン化するとともに、図書館の利用ができなくなるなど、研究を進めるうえで大きな影響がでた。第二に、収入上の問題である。学費や生活費をアルバイト収入に頼っていた院生が少なくないことはこれまでの全院協のアンケートの結果でも明らかであるが、こうしたアルバイト先が休業要請などの影響でシフトが減らされるなどして経済的な困難に直面し、就学を継続するうえで大きな不安を抱えることになった。こうしたことから、院生にはこの両方の面から支援が必要であることは明らかであったが、政府による支援策は十分とは言えないものであった。

経済的な学生支援について言えば、日本学生支援機構が2018年度から実施している高等教育の修学支援新制度に基づく家計急変採用が行われたが、もとより大学院生は

この制度の対象外とされていたため、大学院生が利用可能な公的な奨学金制度は新たに借金となる第一種奨学金（無利子）の緊急採用、第二種奨学金（有利子）の応急採用のみであった。2020年5月には学生支援緊急給付金制度も始まったが、書類準備など手続きが非常に煩雑であること、大学にその採用の事務を押し付けていること、外国人留学生に差別的な要件を設けたことなど、多くの問題がある制度であった。

3) 文部科学省 2021 年度予算の特徴

すでに述べた通り、2018年から始まった修学支援新制度の対象に大学院生は含まれておらず、大学院生の生活への公的な給付的支援は主要なものとしては学術振興会の特別研究員制度がほぼ唯一のものである。しかし、この特別研究員制度の採用率は例年申請者の2割程度にとどまっていて、一部の大学院生しか受けられないものとなっている。2021年度予算では増額されているものの、新規採用者の人数としては200人増程度と抜本的な改善とはなっていない。

他方、今年度の予算では、大学院生支援として文科省が力を入れようとしているものとして「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ制度」がある。この制度は、新規に進学した博士課程院生に対して、年間1000人規模で生活費相当の180万円と研究費を支援するとするものである。しかし、この制度に関しても、厳しい大学院生の生活の基盤を改善するうえで無視できない問題がある。第一に、制度が実施される大学・機関が55大学に限定されていることである。つまり、本制度が実施されない多くの大学では、大学院生は応募することすらできず、すべての大学院生に機会が開かれたものになっていない。また第二には、制度の運用にかかる費用のうち、3分の2を国が支出し、残り3分の1は大学が負担するという形をとっていることが問題として挙げられる。この制度を財政的に支弁できない大学ではそもそも実施されない可能性が高く、国が財政的に責任を持つという姿勢が欠けた制度設計になっている。第三として、この制度ではそもそも支援の対象となる学問分野について、国が戦略的に重視する「分野指定型」と、個別の大学が自由に設定できる「ボトムアップ型」に分けられている点が挙げられる。昨年の概算要求の時点の文科省職員の説明では前者が30大学、後者が25大学とされており、すべての研究分野の大学院生に等しく機会のあるものとなっておらず、むしろ予算の傾斜的配分に基づいて特定の「戦略的」分野にインセンティブを与える性格が強いものになっている。研究振興するという看板そのものはよいとして、なぜまがりなりにもより多くの院生に開かれた特別研究員制度の拡充という方向ではないのか疑問が残る。

次に、コロナ対応に関係する予算要求についてみれば、まっさきに取り組みなければならぬ困窮した学生への経済的支援という点では、大学院生を対象としない修学支援新制度以外では目立った予算がない。例えば大学院生への授業料減免については、もともと新型コロナウイルスとは関係なく措置されていた従来の予算の枠組みが据え置かれる形で実施されており、国立大学に関していえば前年度比で14%程度の増額(16

億円増)、増員(3000人増)になっている。私立大学については額や人数が明示されていない。こうしたことから、予算は授業料減免予算についていえば据え置きないし微増という程度であり、困窮した大学院生に対する授業料減免や給付的支援が抜本的に増額されて実施されているとは言えない状況である。それに比して、後述するように大学改革に関連する予算はコロナウイルスに関連付けられながら拡充されており、大学院生の実態に即した予算配分となっているかは疑問が残る。

最後に、2021年度から運用が始まる、科学技術振興機構に設置されるいわゆる「10兆円大学ファンド」にも注目する必要があるだろう。これは政府による直接の支出0.5兆円と財政投融资4兆円、合わせて4.5兆円を元本に出発するもので、2023年までに積み増しを行って10兆円規模を目指し、その運用益から大学支援に乗り出す、というものである。こうしたファンド運用益による支援に頼る背景には、財政支出を増やしたくないという財政上の意図が透けて見えており、そもそも安定的な財政支出によって高等教育機関を支えるという前提のもとに研究振興を行うという観点がないことがまずもって問題である。

大学院生の支援においては、第一にすべての院生が権利として対象となっていないという点、第二に傾斜配分と選別によって競争を煽るという点、第三に国の責任を明確にして財政的に安定してこれを支えるという姿勢がない点などが、大まかに問題として指摘できるだろう。

4) 大学のガバナンス改革

「大学のガバナンス改革」という言葉が強調されるようになったのは、2010年代中頃以降のことであり、学長のリーダーシップの強化という名目で、それまで大学の自治の範囲として行われてきた様々な自律的な大学コミュニティの機能が奪われてきた。特に、2014年に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立し、そのなかで学長の権限強化、教授会の権限の縮小などが決定的になるとともに、これ以降、学長選挙など、これまでの大学の自治を支えてきた民主的な制度的基盤が大きく損なわれていくこととなった。こうした流れのなかで、学長の予算上、人事上の権限が強化され、民主的に構成員の総意によって運営されるというより、トップダウン型の企業的組織に作り替えられていくという事態が進行した。学長は一種の経営者に、大学の運営は経営にと、企業統治型のモデルが大学に持ち込まれ、大学の自治的コミュニティとしての側面は大きく損なわれつつある。

2018年には中央教育審議会によって、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」という答申がまとめられた。そこで特徴的なものを一瞥すれば、必要な公的資金の確保しつつ、「高等教育全体の社会的・経済的効果を社会に示すような試みを行っていくことも検討すべき」とされ、それに合わせて「高等教育全体の社会的・経済的効果を社会に示すような試みを行っていくことも検討すべき」である、という提案がなされている。これを踏まえて2019年6月18日には、文部科学省が国立大学改革方針を

策定し、手厚い支援と厳格な評価の徹底、規制緩和と体制整備に同省が取り組むことが明確化された。こうした流れのなかで、「ガバナンス改革」等の大学改革に積極的な大学に重点的に運営費交付金を傾斜的に配分する流れが強化された。2019年度の重点支援評価に基づく運営費交付金の分配幅は90～110%であったが、2020年度予算では85%から115%と増大している。つまり、大学改革を進めていないと評価された大学は交付金を15%減らされ、積極的に進めていると評価された大学は15%増やされるということである。

またいわゆる私学助成についても、事実上の傾斜配分が行われている。「定員割れ」校への一般補助率の減額率の引き上げが2019年度より拡大しており、また他方ではSociety 5.0を見据えた大学の取り組みに対する特別補助が私立大学改革総合支援事業として始まっている。この補助を受けられるのは、選定を受けた110校程度にとどまり、その他の特別補助交付金も合わせても420校程度の規模で、600校弱ある私立大学すべてをまかなえるものではない。政府が策定した方針に従う大学が特別に支援され、他方で「定員割れ」を起こす小さな大学は補助率を下げられるといったように、大学間の格差が拡大されるような施策が行われているのである。

もう1つの問題が、国公立大学の授業料標準額の自由化の動きである。2018年9月に東京工業大学が授業料の値上げを実施したことを皮切りに、千葉大学、東京藝術大学、東京医科歯科大学、一橋大学などが授業料の値上げを発表した。「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」第10条に定められている通り、国立大学の授業料は標準額の120%を超えない範囲で大学が設定できるため、それに則った措置ではあるが、軌を一にして2020年2月に文科省に設置された「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」での議論では標準額そのものの自由化が検討されており、いっそう授業料が上昇する懸念がある。たしかに2020年9月25日の同検討会議の中間とりまとめでは授業料の自由化は見送られることとなったが、ガバナンス改革と合わせて学生の授業料を大学の「経営」資源とみなすような議論が進んでいることは重大である。

このような一連のガバナンス改革のもとで、運営費交付金や私学助成をめぐって大学間の競争が煽られたり、学長権限強化によってトップダウン型の大学「経営」が推進されるなどして、各大学の自治と学問の自由が脅かされているのが現状である。

5) 科学技術基本法改正をめぐる情勢

2020年6月、1995年に制定された科学技術基本法を大幅に改定する法案が国会を通過し、「科学技術・イノベーション基本法」として改称された。この改定の内容には大きく分けて3つの問題がある。第一に、科学技術基本法では対象外とされている人文・社会科学がイノベーション基本法では対象となることから、人文・社会科学の学問・研究の在り方が、「イノベーションの創出」推進のための手立てとしてこれに従属してしまうことが指摘されている。第二に、法案に含まれる内閣府設置法第44条の4の新設により、内閣府がイノベーション推奨事務を担うことの問題である。これにより政府の

「司令塔」的機能が強化され、大学等の学問研究の在り方に政府が直接介入する可能性が拡大してしまう。第三に、科学技術・イノベーションに関する大学の「責務」条項が新設されたことである。「研究開発法人及び大学等は…振興方針にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるものとする（第六条第一項）」ということから、「イノベーション」の内実が内閣府を中心とした政府にコントロールされる以上、大学の学問研究の大きな部分が政府によって管理されてしまう危険が生じてしまうのである。具体的に言えば、例えば軍事的に応用可能な研究が仮に「イノベーションの方針」とされたとき、その方針に反対した大学が同条項違反になる可能性も出ることになる。

やはり「イノベーション創出」は産学協同を中心とした企業との共同という点で、短期的な成果を求められるようになる危険性が増すことは否定できないのではないだろうか。特に大学院生を始め、若い研究者にとって、短期的な成果が求められ、外部からの資金獲得に迫られることは、自身の自由な研究に対する障壁となりかねないものである。

6) 日本学術会議任命拒否問題

そもそも日本学術会議は、日本の科学者の代表機関として、1949年に政府から独立して職務を行う特別の機関として成立した。その責務は、日本学術会議法において、第一に科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、第二に科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること、と定められている。海外でいうところの「アカデミー」としての性格を持ち、科学者の国会とも言われている。その会員の選考については「コ・オプテーション方式」(co-optation)、つまり会員や連携会員が「優れた研究又は業績がある」研究者を選抜したうえで「選考委員会」が候補者名簿を作成し、最終的に幹事会が内閣総理大臣にその追認(任命)を求める方式である。これまで内閣総理大臣への推薦は形式上の下であり、その任命が拒否されることは一度もなかったが、2020年9月28日、菅内閣は史上初めてその推薦名簿から6名を任命拒否したのである。この6名は、すべて人文・社会科学系の研究者であり、安保法制を始めとした政府の施策に批判的な発言をした研究者が多く含まれていた。

こうした中で日本学術会議は即座に推薦通りに任命する要請書を梶井会長が菅総理に直接渡した。また多くの学会や大学機関などが「学術任命拒否の撤回」を求める声明を発表する事態になった。現在にいたるまで菅内閣はこれら要望書や声明に対して真摯に回答するに至っていない。

日本学術会議は2021年1月28日に「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」という声明を発表し、210名という会員定数に満たないことの危惧を表明しているが、解決の兆しは見えない。またこの問題を国会で野党が追及する中、2018年に日本学術会議法の解釈変更が内閣法制局で行われた、という疑惑も浮かび上がっている。つまり、これまでは、首相が「会員の任命を左右することは考えていない」(1983年時点での政

府見解)、という解釈から「推薦者に対してその通りに任命しなければならない義務的なものまで課せられていない」、という解釈へと変更した、というものである。内閣法制局はこれが解釈変更であることを否定している。科学技術基本法の改正と同様に、学問の自由が一時の政府の介入によって脅かされる事態となっている。

7) 総評

コロナ禍という未曾有の災害に見舞われるなかにおいても、大学の民主的な基盤と自治を脅かすような施策が進められており、この姿勢は安倍政権が菅政権に代わっても変わっていない。それが特に如実に表れたものが、日本学術会議会員の任命拒否問題であるといえよう。

また、2006年の第3期科学技術基本計画で初めて示された、博士課程在籍者の約2割に生活費相当額の年間180万円を支給するとの目標は15年あまりの間達成されておらず、1975年に「私学学校振興助成法」が成立される際につけられた付帯決議で示された、私大の経常的経費の2分の1を国が補助することの達成にはまだほど遠い。それどころか経営主義が大学に導入され、大学に自助努力という名の競争を押し付けつつ、補助に関しては傾斜配分を課すなどして自由な研究はますます脅かされている。大学の自治が脅かされればその影響を直で受けるのが、研究者であり、大学院生私たちである。その意味で若手研究者・大学院生への支援は道半ばどころか、逆行しているともいえるのかもしれない。

2. 運動の状況

1) 高等教育に関わる運動について

大学院生の自治組織の運動は、長期的には低落の傾向を示してきた。少なくとも全院協の加盟校は2010年代に入っても少しずつ減少し、現在ははっきりと活動の実態が確認できる加盟組織は3大学（一橋大学、中央大学、大阪市立大学）、オブザーバー組織は3大学（京都大学、東京大学、東京都立大学）となっており、その数を減らしている。こうした長期的低落傾向の背景にはそれぞれの大学のなかでの役員などの自治活動の中心的な担い手の再生産が停滞していること、それに伴ってアンケートや当局との交渉など、実際に所属する大学院生とのつながりが維持されるような活動が維持困難になっていることがある。またコロナ禍はこうした状況に拍車をかけており、例えば総会などの民主的な意志決定の機会を実体的に保障することの困難や、従来の新歓活動ができないことで新しく活動に加わる大学院生とのつながりを作ることの困難などが生じている。

全院協以外の運動団体の連携という点では全国大学高専教職員組合（全大教）、首都圏非常勤講師組合といった大学に関わる労働組合、日本科学者会議などの学術団体とは、「高等教育懇談会」というという意見交換の場を年に4回程度の頻度で設けている。

また、私大教連などもオブザーバー的に会議に出席して重要な課題について意見を述べるなどしている。全院協としてもその都度の情勢についての院生の立場を共有するとともに、重要な課題で共闘するよう調整をはかる点で重視している。

また、月に一度の頻度で開かれている「奨学金の会」の役員会においては、高校教員などを組織する全日本教職員組合や全国私教連、そして学生支援機構労働組合などと意見交換をしており、連携して奨学金制度の充実のための活動を進めている。特に国会への署名の提出や文科省への要請行動などで協力しているとともに、集会での発言は大学院生の実情を訴える重要な機会となってきた。これら関係団体との連携の場は、Iで述べたような科学技術政策、高等教育政策の情勢に対応し、一致して運動を進めていくうえで非常に重要なものとなっている。

2) 全院協の立場と原則

そもそも全院協は、1960年、個々の院生、院生自治会・協議会では解決しえない、院生の研究・生活に関わる政治的課題に取り組むために創設された。それ以来、全院協は、日本全国の国公立大学の大学院の院協を加盟単位とし、加盟校から選出された理事校の議論に基づいて、院生の研究環境、経済生活の改善とともに、国家の科学技術政策・高等教育政策に対する科学者運動に取り組んできた。さらに全院協は、新自由主義的な改革の進展とともに院生の研究・生活の課題が増す中で、2004年以降、大学院生の研究・生活を調査する実態調査アンケートと、それに基づいた省庁・政党・議員に対する要請行動に取り組み、院生の苦難の把握と軽減に努めてきた。

3) 2020年度の活動の成果と課題

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、大学等多くの研究機関、教育機関で立入禁止措置が取られるなど、学生・院生の研究・生活にとって、新しい課題が生じてきた。

こうした中で、全院協も、院協の全国組織という立場から、他団体と共同して課題に取り組んだ。特に、全国の大学で構内への立入禁止措置が広まる中で、草の根で学費の減免を求める要求が高まり、全国の学生・院生有志で学費の減額を求める署名運動などが展開された。それらの運動は、学費の半減を一致点に、日本政府に対し予算措置を求める一律学費減額アクションという大衆運動に結実した。こうした要求を発する者のなかには、学費を教育サービスの対価と捉える者も存在したが、全院協は、学問的真理の探究の場としての大学を社会的に維持、発展させていく立場に立って、大学等教育機関で減額措置を取れるような予算措置の実現を一致点に、運動に関わった。一律学費減額アクションの運動は、社会的な反響を呼び、大学ごとの学費減額措置や JASSO の「学生支援緊急給付金」の実現に間接的な影響を及ぼしたと考えられる。一律学費減額アクションの他にも、院生団体 Change Academia や学生団体 FREE とともに政党との懇談の場を設けたり、奨学金の会の一員として省庁・議員要請に参加するなど、精力

的に活動を展開した。

また、全院協独自の研究・生活条件の改善を求める運動として、これまでに引き続き、大学院生の研究・生活実態調査アンケートを実施するとともに、同アンケートに臨時調査項目を設け、コロナ禍における困難を明らかにしようとした。全院協は、747名から回答を集め、コロナ禍における収入の減少や研究上の困難を析出し、その根本的な原因がコロナ禍以前の高すぎる学費、院生に対する給付奨学金の未整備を始めとした経済的支援の不備に起因する部分が多いことを明らかにした。また、11月には、それをもとに省庁・政党・議員に対する要請行動を実施し、院生の苦難軽減を求めた。要請行動では、オンラインで要請内容の中継し、遠隔地の院生の参加も実現した。

以上のようにコロナ禍の下で築いた他団体との連携や個人とのつながりを、上述した関係団体との連携とともに、どう活かしていくかが今後の活動に取り重要なものとなっている。

3. 2021年度の方針

はじめに

コロナ禍によって、それ以前から大学院生が抱え込まされていた困難が一層あらわになったが、こうした困難を解決するような政策はとられず、社会の関心が大学や学術研究のあり方に集まっている状況とはいえない。菅政権は、日本学術会議の6名の会員任命拒否に象徴されるような学術への締め付けと同時に、「世界レベルの研究」「科学技術イノベーション創出」など学術・科学技術政策をあくまで経済成長に資するものという位置づけを変えていない。

これら客観的条件に加え、全院協を構成する院生自治会・協議会の活動そのものもコロナ禍によって困難を極めている。2021年度において全院協は、コロナ禍が引き続く下で、客観的・主体的条件の困難さを打破することを重視しなければならない。

1) 2021年度の重点的活動

(1) 政府に対する要求署名運動

コロナ禍において全院協は、「《声明》新型コロナウイルス感染拡大から大学院生の生活と研究を守るための緊急要求」¹を発表するなど、大学院生に必要な政策を訴えてきた。これらの経験の上に、真に豊かな社会にとって必要な権利としての高等教育や学術研究という観点から要求項目をとりまとめ、秋の要請行動で国会議員や政府に提出することを目標に署名運動（主としてオンライン）を行う。詳細は理事校会議で決定する。

¹ 2020年度第1回理事校会議、2020年5月17日、<https://www.zeninkyo.org/archives/402/>

(2) 個人加盟制度導入に向けた組織改革作業の継続

2019年度全代決議第7章に基づき、2020年度は個人加盟制度導入に向けた組織改革作業部会を2回開催した。規約改正案のたたき台ができているにとどまっておらず、コロナ禍が今年度いっぱいも続くことが想定されることから、改革作業そのものは継続せざるを得ない。

作業部会では、部会メンバーのジェンダーバランスや年齢バランスの偏りが指摘されてきたが、具体策を打てていないのが現状である。理事校会議で改革内容とともに議論検討し、コロナ禍が終わり対面での諸活動ができるようになるころには改革が完成できているように作業を進める。

2) 大学院生の要求に応え、その生活・研究条件の向上を目指す取り組み

(1) 大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査

大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査は、文部科学行政が大学院生独自の調査を行わない中、15年以上にわたり継続的に行われている点で貴重である。今年度も実施する。昨年設けたコロナ禍による影響についての設問を今年度も設けるかは検討の上理事校会議で決定する。

調査の精度を上げる課題として、①全体の回答者数を増やすこと、②私立大学や理系など全院協がこれまでリーチできていない分野の回答割合を増やすこと、があげられる。これまでと同様に学協会への協力を呼びかける。

(2) 文部科学省レクチャー・要請行動

アンケートで明らかになった大学院生の実態やその政策要求を政治に届ける、②加盟組織や大学院生の交流や連帯の場となる、という要請行動の意義は変わらない。その準備ともなる文部科学省レクチャーとともに引き続き今年度も実施する。コロナ禍の状況に鑑みオンラインを取り入れる。

(3) オンラインを中心とする大学院生誰もが参加できる学習・交流企画の開催

コロナ禍の下で、各学園において大学院生同士の交流が図られづらいという状況に鑑み、オンラインを用いた大学院生誰もが参加できる学習・交流企画を開催する。新歓期、夏期休暇、要請行動前、冬期休暇など、節目に応じて手軽に開く。

3) 日本の学術研究の向上を目指す取り組み

第6期科学技術基本計画や国立大学法人第4期中期計画など、高等教育・科学技術政策の内容について事務局会議や理事校会議で検討・分析し、声明などの態度表明やニュース、

先述した学習・交流企画などに反映させる。高等教育問題懇談会や奨学金の会に引き続き参加し、大学院生を代表する組織として役割を果たす。

4) 平和と民主主義を守り、大学や学術研究の社会的要請に応える取り組み

軍学共同や日本学術会議への人事介入などは大学関係者だけでなく、広く日本社会全体に影響を与える問題であり、全院協には当事者として社会に情報発信・問題提起する責務がある。事務局会議や理事校会議で位置づけて学習を継続し、声明などの態度表明やニュース、先述した学習・交流企画などに反映させる。

5) 全院協の組織強化に向けた取り組み

(1) 情報発信の強化

個人加盟制度導入を見据え、またコロナ禍において自らの置かれている状況についての情報を欲している大学院生の要求に応えるため、全院協としての情報発信を強化する。以下の点について、理事校会議で検討し、具体化を図る。

- 「全院協ニュース」の発行形態・頻度や編集体制の見直し。
- SNS やウェブサイトによる情報発信の充実化。

(2) 加盟組織の活動への支援、交流促進

コロナ禍の下で日常的な活動に支障が出ていることに鑑み、毎回の理事校会議で活動交流や悩み相談を重視する。事務局と加盟組織との連絡を密にする。

(3) 全院協への大学院生組織や個人の結集

① 全院協未加盟の院生自治組織の加盟

オブザーバー加盟となっている院生自治組織については、アンケートや要請行動への協力呼びかけなどを通して関係を継続しつつ、改めて全院協の意義を説明して再加盟の働きかけを行う。

② 院生自治組織ではないが大学院生や若手研究者の状況改善のために活動している団体との連携強化

Change Academia や日本若者協議会など、院生や若手研究者の要求実現のために行動する団体との関係を構築・継続し、一致点を大事にしつつ協力共同を強める。

③ 全院協の目的や活動に共感・関心を持つ大学院生個人の結集

情報発信の強化や加盟組織や各種団体とのつながりを通して、院生個人とのつながりを強める。先述した学習・交流企画や「全院協ニュース」の編集など、つながった個人が活躍できる場を設ける。